平成２１年（フ）第４７４号
千葉県流山市大字平方110番地の１平方団地27
債務者　横山　敏行
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４７９号
千葉県松戸市松戸913番地の３正美荘101号
債務者　小島　　孝
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４８４号
千葉県流山市美原４丁目1207番地
債務者　阪本　真樹
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５１０号
千葉県松戸市西馬橋４丁目132番地
債務者　佐々木武夫
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５１１号
千葉県松戸市西馬橋４丁目132番地
債務者　佐々木文子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５１４号
千葉県我孫子市柴崎2926番地202号
債務者　高松不智美
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５２５号
千葉県松戸市松戸新田121番地の１松戸胡録台ローヤルコーポ103号
債務者　佐藤　　裕
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５３１号
千葉県松戸市中矢切624番地県営住宅２―304号
債務者　板鼻　浩平
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５５１号
千葉県野田市山崎1443番地の１　ソレイユＡ棟102号室
債務者　佐々木りかこ
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５５９号
千葉県松戸市緑ケ丘１丁目97番地高橋マンション403号
債務者　穐谷美奈子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１２５４７号
東京都文京区西片１丁目19番９号
破産者　群コーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８１８０号
東京都練馬区高野台５丁目７－６―402
破産者　土屋　一典
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８１８１号
東京都練馬区高野台５丁目７－６―402
破産者　土屋　直樹
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２７９８号
東京都立川市錦町２丁目２番19号
破産者　有限会社北斗企画
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７８２号
東京都杉並区高井戸東３丁目19―19―305
破産者　諫山　達生
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１８１号
東京都国立市青柳217―12
破産者　沓澤　広美
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２１４号
東京都江東区塩浜２丁目17―５
破産者　夏山歳史こと　曺　　秉員
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２１５号
東京都江東区塩浜２丁目17―５
破産者　夏山　恒子
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２２３号
新潟県上越市大和６丁目３―20―131　県営今泉住宅１棟―131、開始決定時の住所新潟県上越市大和１丁目12―６
破産者　小鹿　勇藏
1　決定年月日　平成21年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部